

①労働時間の把握義務

労働時間の状況の把握の義務

安衛法第66条の8の3、安衛則52条の7の3

事業者に対して一般労働者及び新商品開発業務従事労働者に対する医師による面接指導を確実に実施するため、労働時間の状況を客観的な方法、その他適切な方法等により把握することを義務付け

把握の方法

- ①タイムカードによる記録
- ②パソコン等の電子計算機の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録など客観的な方法その他の適切な方法

把握した労働時間の状況の記録を作成し、3年間保存すること。

「客観的な方法その他の適切な方法」の具体的な内容について、別途示される予定

このことに対して、事業場外労働等のケースでは、一定の要件のもとに労働者の自己申告による認められる予定（①労働者に対する説明②実態調査③乖離について補正などの要件が考えられる。）

安衛則第52条の2第3項

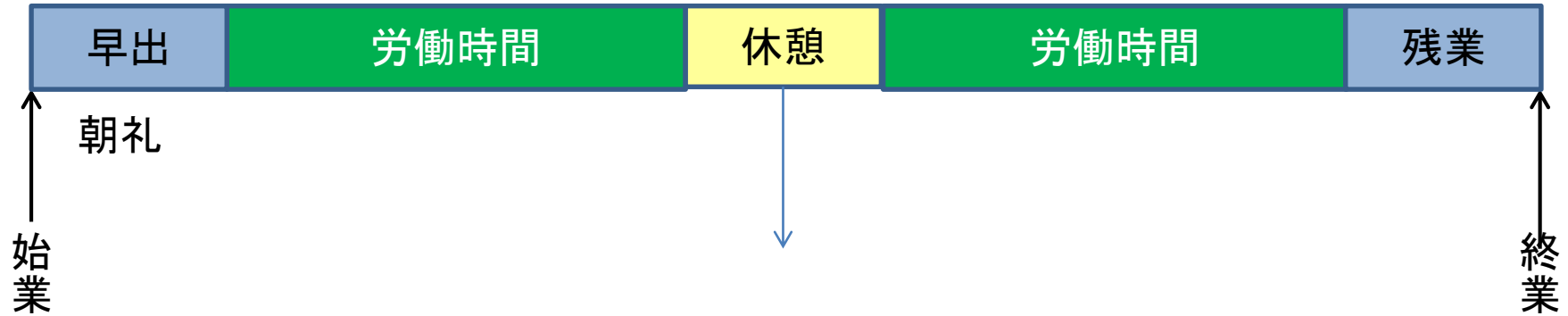
労働時間の情報の通知の義務

事業者は、週40時間超の労働時間が1か月80時間超えの労働者に対して、労働時間の状況に関する情報を通知することを義務付け

②労働時間の把握義務

労働時間とは

始業時刻から終業時刻までの時間から、
休憩時間を除いた時間



手待ち時間は労働時間に含まれる
休憩時間は、労働から解放され、自由利用が保障されている時間

「客観的な方法その他適切な方法」

タイムカードやパソコン等による労働時間の把握ができない事業場外労働等のケースでは、一定の要件により、労働者の自己申告による把握。→ 詳しくは(平成30年12月28日付基発1228第16号)「労働安全衛生法等の解釈等について」をご覧ください。